

令和 8 年度

現 場 説 明 書

工事名 鳥取県西部犬猫センター増築等工事に係る整備業務

令和 8 年 8 月 2 4 日
鳥 取 県

[1] 一般事項

1 数量公開

数量入り内訳明細書は、設計図面に明示している数量を除き参考であり発注者及び入札参加者を拘束するものではない。

2 その他

- (1) 整備業務の一部を再委託等させる場合は、「施工体制台帳」及び「施工体系図」を 2 部、下請契約締結後 2 0 日以内に提出すること。
- (2) この整備業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 受注者、受注者が再委託した協力者及び協力者が再々委託した者は、建設業法第 20 条第 1 項及び鳥取県の建設工事における下請契約等適正化指針の趣旨に鑑み、適正な価格による下請契約が締結されるよう努めること。
その際、契約図書に添付された書面に留意し、特に法定福利費（事業主負担分）を内訳明示した標準見積書の提示を受注者が再委託した協力者に求め、これを尊重すること。

[2] 特記事項

1 工事成績評定

本整備業務は、工事評定要領に基づく工事成績評定の対象としない。

[3] 設計等留意事項

1. 工事車両の出入り及び駐車等に伴う騒音に関し、付近住民の生活に支障を来さないよう十分配慮すること。

2. 工程表、仮設計画の作成にあたっては、受注後速やかに調査職員、工事監理者及び施設管理者と打合せを行い、工事内容、施工時期、安全対策、制約条件等について確認すること。
3. 工事の実施工程表、仮設計画を作成し、調査職員、工事監理者及び施設管理者と内容について打合せした上で作業を行うこと。
4. 騒音、振動を伴う工事については、事前に調査職員と調整を行い、周囲の状況等を踏まえた工事工程とすること。
5. 工事の施工にあたっては、管理技術者など協力者（下請け）も含め工事関係者とわかるように腕章等を付けること。
6. 中東情勢の緊迫化に伴う建設資材等の入手困難又は調達等に不測の期間を要することが予測される場合は、速やかに調査職員及び工事監理者と協議を行うこと。